

○笠井委員

日本共産党の笠井亮です。政府は先ごろ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、いわゆる女子差別撤廃条約の我が国としての実施状況について、国連に対して第六回報告を提出しております。提出に当たっては、女性団体を初めとして、各界からさまざまな要望や意見が出されております。条約の締約国として、各分野で一層の取り組み強化が求められていることは言うまでもありません。

そこで、外務省、条約の第十二条には、保健サービスを享受する機会や、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする）等の確保などの規定があります。

今回の報告、私もここにありますが、この報告にもあります保健の分野における差別の撤廃の取り組みの意義や重要性についてどのようにとらえているか、簡潔にお答えください。

◆梅本政府参考人

ただいま委員御指摘のように、政府はこの四月三十日に女子差別撤廃条約第六回政府報告を国連に提出したところでございます。この報告は、締約国の義務として、締約国が本条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を行うものでございます。

御指摘の条約第十二条は、締約国が保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとり、また、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス等を確保する旨規定しております。

政府としては、この条項のさらなる実施に努めていくことが重要であるというふうに考えております。

○笠井委員

今回の報告の中にあります妊娠、出産等に関する健康支援について言いますと、さまざまな問題がありますが、経済的負担の軽減が大きな課題となっております。

そこで、厚生労働省、妊婦健診の公費助成について私がことし二月の衆議院予算委員会の分科会で質問したのに対して、平成二十年度の公費助成の実施状況について再度実態調査をしたいという答弁でありました。その結果の概要と、それをどう受けとめているかという評価について報告をしてください。

◆村木政府参考人

お答え申し上げます。先生の御指摘も受けまして、私ども、妊婦健診等の公費負担の状況について調査をいたしました。

二十年四月一日現在の状況について、公費負担回数でございませうか、里帰り先での妊婦健診の公費負担の実施状況、あるいは助産所における公費負担の有無などについて、各市町村の取り組み状況について調査をいたしております。

この結果でございませうが、まず公費負担の回数でございませう。全国平均で五・五回でございました。十九年八月に回数についての同じ調査をしておりますが、このときは二・八回ということでしたので、回数については大幅な増加があったというふうに思っております。私ども、公費負担については最低限でも五回はということをお願いしてまいりましたので、そういった意味では大きな進歩があったというふうに思っております。

また、里帰り出産の場合の妊婦健診でございませうが、六割を超える市町村におきまして、これに対する公費助成の取り組みが行われておりました。

それから、助産所に対する公費助成でございませうが、三割程度の市町村におきまして、管内に助産所があるにもかかわらず公費助成の対象としていないということも明らかになっております。このようなどころについてはまた趣旨の徹底が必要かというふうに考えているところでございませう。

す。

○笠井委員

昨年の調査から、二・八回から五・五回へと前進したことは重要だと思います。切実な願いに基づく草の根の運動がある。そして、自治体への働きかけが大きな役割を果たした。政府も、通知をして大いにということによってきた。

しかし、お手元の資料にありますように、各県ばらつきがありまして、福島県でいいまして十・八回、滋賀県十・七回と高い県もあれば、和歌山県のように二・六回にとどまっているところもあります。依然として、一回から四回という市町村が百七十二あるというふうになっております。

新日本婦人の会という女性団体が、ことし三月から四月にかけて妊婦健診受診に関するアンケート調査を行っております。四十七都道府県、二千二百八十人から回答が寄せられて、妊婦健診を受診しなかったことがあるという場合の理由のトップは、経済的に大変ということで、五七・三％にも上っております。そして、健診にかかる費用総額が平均十四万七千百十円にも上っている。若い世代にとって健診費用が大きな負担になっていることを裏づけております。

具体的な声を紹介しますと、「とにかく費用が高すぎる。一回五千元は経済的に大変。三十六週以降の健診は週で一万円以上。月に三万から三万五千元にもなる。受診したくないなと正直思ったことはある。」「次の子が欲しいと思うにつけ、まず健診費用をためなくてはと積み立てている状況。」などと、状況は非常に切実であります。

労働組合でも、全国労働組合総連合、全労連の女性部が昨年、妊娠・出産・育児に関する実態調査を行っております。例えば、異常出産というのが二三・八％で、五人に一人という状況でありました。産前、産後の休暇もなかなか十分に取得できない実態もある。妊娠と出産をめぐる状況も変化をしております。働く女性の置かれた実情からも、妊婦健診をきちんと受けられるようにする意義は非常に大きいと思います。

そこで、厚生労働省にさらに伺いますが、国は、昨年一月の都道府県、政令市、特別区への通知で、妊婦健診の公費負担については十四回程度行われることが望ましいとした上で、先ほどありました、まず最低限五回程度の公費負担を実施することが原則というふうにしてきました。

二月の私の質問の際に、村木審議官は、まずは、財政措置がされている五回は何とかこの自治体でも実施していただけるように努力を重ねながら、さらに来年度の調査実態も踏まえまして、その後の施策について検討させていただきたいというふうにご答弁をいただきました。その調査結果が出て、平均五回を超える五・五回になったわけですから、国として、望ましいという十四回程度に向けて、例えば最低限、医学的に見ても必要な次なる目標は何回であるということを示すなどしながら、一層の努力をすることが必要だと私は思うんですけれども、今後、具体的にどのような施策を検討して進めていかれるつもりか、お答えください。

◆村木政府参考人

私ども、最低限五回、それから望ましい回数としておよそ十四回ということによってきたわけでございます。そういう意味では、五回の次、例えば七回があるか八回があるかということでございますが、そこは、今のところそういう考え方には立っておりません。

一つは、先生も御指摘になりましたように、五回を下回っているところがまだございます。これは、市町村の割合で申しますと九・四％ということで、先生が個別の都道府県名もお出しになりましたけれども、地域差もかなりございますので、まずは、地方財政措置もかなりやっておりますので、それをうまく活用して、とりあえずどの自治体でも五回というところに力を入れなければいけないと思っております。

ただ、望ましいのは十四回でございますので、妊婦健診の重要性について、また自治体とよく協力をしながらこれを周知して、それぞれの自治体で公費負担の回数を上げていっていただけるようお願いをしていきたいというふうにご答弁をさせていただきます。

○笠井委員

妊婦健診については、助産所での健診や里帰り先での健診についても公費助成の対象にしてほしいという強い要望が出されております。しかし、厚生労働省の調査結果で、先ほどもありましたが、この点について逆の面からいいますと、助産所での妊婦健診については公費負担なしが七五・三％、里帰り先での健診では公費負担なしが三六・一％というふうになっているわけです。

妊娠や出産では、全国どこに住んでいても、どこでも健診を受けて出産しても経済的な心配がないということが大事になってくると思います。助産所での健診とか里帰り先での出産についても公費助成が広がるのが望ましいというふうに思うんですが、これは当然だと思いますが、その点についていかがか。また、そのために国としてもさまざまな努力をすべきだと思うんですが、どのようなことを考えておられるか、お答えください。

◆村木政府参考人

里帰り出産、それから助産所の活用、これは大変重要なことだというふうに私どもも思っております。

里帰りの場合は、各自治体でいろいろな工夫をされておりますので、まずは、いろいろなやり方、好事例などをきちんとそれぞれの自治体にお示しをして、ぜひ工夫していただくということを周知していきたいというふうに思っております。

それから、助産所でございますが、これは私どもにも助産所が公費助成の対象から外れているというお声が届きましたので、昨年の六月に、助産所も公費助成の対象になるということを自治体に対して通知しまして、ぜひ地域の医療資源の有効活用を図ってほしいというお願いをしたところでございます。

ただ、残念ながら、結果としましては、公費負担があるところが二四・七％、公費負担がないところが七五・三％で、このうちの半分ぐらいは助産所そのものがないということでございますが、その残りは、助産所があるけれどもそれが対象になっていないということでございますので、重ねて、安心、安全なお産の場の確保ということで、地域にある資源をぜひ有効に活用してほしい、公費助成の対象になるということを徹底してまいりたいというふうに考えております。

○笠井委員

通知、周知を図る、あるいは工夫しているところの経験を広げるというのは大事だと思うんですが、そもそも、地方自治体自身が厳しい財政運営を強いられている中で公費負担の拡充を図るためには、やはり国としてもその面でも財政支援の強化が不可欠だと思うんです。

そこで、まず一つ伺いたいのは、およその目安で結構なんですが、日本全国、全体で妊婦健診の公費助成をやっていくためには、例えば五回ということになると大体総額幾らの規模が必要なのか、それから全国で十四回程度やるようにするためには大体総額どれぐらいの規模のお金が必要なのかということについてお答えください。

◆村木政府参考人

妊婦健診にかかる費用につきましては、幅がありますものですから正確な数字を申し上げるのは難しいのですが、粗々の推計を私どもでいたしますと、十四回全部を助成した場合には大体千三百億程度、最低限の五回で計算をいたしますと四百六十億程度の経費になろうかと思っております。

○笠井委員

そうしますと、そういう規模が必要だということなんですが、現在、地方交付税上の措置をどれぐらいの規模でこれにかかわってやっているのか。

それから、先ほどもありましたが、ばらつきがある。最低五回ということも困難な地域あるいは自治体があるわけで、それぞれ事情があると思うんです。一方では、東京の二十三区でいいますと、運動も広がって、いろいろとまた努力もある中で、もうほとんどが十四回ということまでは来ています。

そういう点でいいますと、今の交付税上の措置というのはどんなことでやっているのか。それから、十四回が望ましいと国として言っているわけですから、到達点を踏まえて、財政的にもさらに枠を広げるといふか増額すべきだといふふうに思うんですが、いかがでしょうか。

◆村木政府参考人

公費助成に対する財政上の措置でございますが、これは平成十年度から一般財源化をしているという状況でございます。

ただ、少子化対策については非常に重要な施策であるということで、地方財政措置、かなり充実をしてきていただいております、少子化対策に対する自治体の単独事業に対する財政措置でございますが、平成十八年度に三百三十億でございましたものを、十九年度、これは二回から五回にと回数を上げたときでございますが、七百億程度、それから本年度、二十年度につきましては七百三十億まで増額をしていただいたところでございます。

そういった意味では、まだ十分ではありませんが、大変財政事情が厳しい中では、少子化、それから、とりわけ妊婦健診はかなり高い額が全体としてはかかるものですから、それについては大変総務省にも御努力をいただいていると思います。

私どもも、これからもさらに、こういったことでどれだけの充実ができるかということを検討してまいりたいと思っております。

○笠井委員

国が望ましいと言っている十四回程度には千三百億ということですから、少子化対策枠全体でその中でということ七億三百三十億ですから、まだまだこれは足りないわけですね。大いにこれは財政的な措置も含めて具体化を強く要望しておきたいと思っておりますし、関係省庁ともよく相談してもらいたいと思っております。

最後に、大臣、女子差別撤廃条約とのかかわりで今この問題を特に質問してきたわけですが、この問題、直接にはもちろん所管は厚生労働省ということになりますが、財政的な問題を含めてこれも関係省庁の調整が要る、あるいはこの問題を大いに進めるという点でも調整が要ると思うんです。

この条約で保健の分野における差別の撤廃ということがうたわれて、締約国としての責任も、そして一層の努力が必要になってくるというふうに思います。国際的にも女性の人権としての共通認識となっています、安全な妊娠、出産、子供が健康に生まれ育つことを保障するというリプロダクティブヘルス・ライツの観点から見ても、これをやはり大いに進める必要がある。そして、次回また報告を出すわけです。格段に進展したという具体的な報告がやはり国連にもできるようにしなきゃいけない。

大臣としても努力をしていただきたいと思いますと思うんですが、この際、大きな見地での所見を大臣に伺っておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

◆高村国務大臣

厚労省中心に取り組んでおられますので、積極的に応援していきたいと思っております。

○笠井委員

ぜひ国を挙げて、政府を挙げての取り組みとして強化をしていただきたいと思います。終わります。